

令和3年流山市議会第3回定例会議案

9月2日招集
流山市

目 次

- 6 2 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第8号））
- 6 3 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第9号））
- 6 4 令和3年度流山市一般会計補正予算（第10号）
- 6 5 令和3年度流山市一般会計補正予算（第11号）
- 6 6 流山市個人情報保護条例及び流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 7 工事請負契約の変更について（（仮称）南流山地域図書館・児童センター建設工事）
- 6 8 令和3年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 6 9 令和2年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 0 令和3年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 7 1 令和3年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 7 2 令和2年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 3 令和2年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 4 令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 5 令和3年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 6 令和3年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 7 令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 8 令和2年度流山市水道事業会計決算認定について
- 7 9 令和2年度流山市下水道事業会計決算認定について
- 8 0 令和2年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 8 1 令和2年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

- 1 2 令和 2 年度健全化判断比率について
- 1 3 令和 2 年度資金不足比率について
- 1 4 専決処分の報告について
- 1 5 専決処分の報告について

議案第 62 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、社会福祉協議会が行う緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するに当たり、特に緊急を要したため、令和3年7月9日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第8号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和3年度流山市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年7月9日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 63 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として医療機関等へアルコール消毒液等を配付するため、また、市民の自宅での飲食を喚起することによる新型コロナウイルス感染症拡大防止と市内飲食店の売上回復に向けた消費喚起を目的とした「流山市テイクアウト・デリバリー応援事業」（第3弾）を行うに当たり、特に緊急を要したため、令和3年7月29日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第9号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和3年度流山市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年7月29日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 66 号

流山市個人情報保護条例及び流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市個人情報保護条例及び流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）等による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、引用条項の整理等を行うためである。

流山市個人情報保護条例及び流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（流山市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 流山市個人情報保護条例（平成14年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

（流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年流山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

工事請負契約の変更について

市は、令和2年流山市議会第4回定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の名称 | (仮称)南流山地域図書館・児童センター建設工事 |
| 2 | 変更前契約金額 | 1,497,650,000円 |
| 3 | 変更後契約金額 | 1,532,603,600円 |
| 4 | 変更による増額分 | 34,953,600円 |
| 5 | 契約の相手方 | 千葉県千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号
橋本組・サンコーテクノ特定建設工事共同企業体
構成員 千葉県千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号
(代表者)株式会社橋本組 千葉営業所
所長 菊池 優生
構成員 流山市南流山3丁目10番地の16
サンコーテクノ株式会社
代表取締役 洞下 英人 |

参考資料

(仮称) 南流山地域図書館・児童センター建設工事変更概要

1 工事場所 流山市流山2539番1ほか

2 概要

(1) 工事概要 (仮称) 南流山地域図書館・児童センター建設工事に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事

(2) 構造・規模

ア 構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上4階建て

イ 建築面積 859.50平方メートル

ウ 延べ面積 2,952.29平方メートル

3 変更の内容

(1) 概要

図書館施設の一部としてカフェを整備するため、1階の開架閲覧スペースに隣接する129.13平方メートルの部分について内装工事、設備工事等(客席数40席程度を想定)を行うことを工事請負契約の内容に追加し、これに必要な費用を契約金額に加える。

(2) カフェの内装

室名	床	壁	天井
客室	チーク縁甲板 厚さ15ミリ ウレタン塗装仕上げ	クロス張り	石膏ボード張り塗装仕上げ
厨房	コンクリート エポキシ樹脂塗装 仕上げ	クロス張り	ケイ酸カルシウム 板張り塗装仕上げ
バック スペース	ビニルタイル張り	クロス張り	石膏ボード張り塗装仕上げ

(3) 契約金額の増額分の内訳

増額分（税込み）	34,953,600円
内装・家具工事費	7,223,306円
厨房機器設置工事費	4,381,265円
電気設備工事費	3,235,452円
空調換気設備工事費	6,307,735円
給排水ガス設備工事費	2,801,183円
諸経費	7,827,059円
消費税及び地方消費税	3,177,600円

備考 各工事費及び諸経費については、市の設計額の割合で按分したのものとなっている。

4 設 計 東京都目黒区祐天寺二丁目14番19号 四宮ビル2階
株式会社新居千秋都市建築設計

5 施 工 千葉県千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号
橋本組・サンコーテクノ特定建設工事共同企業体

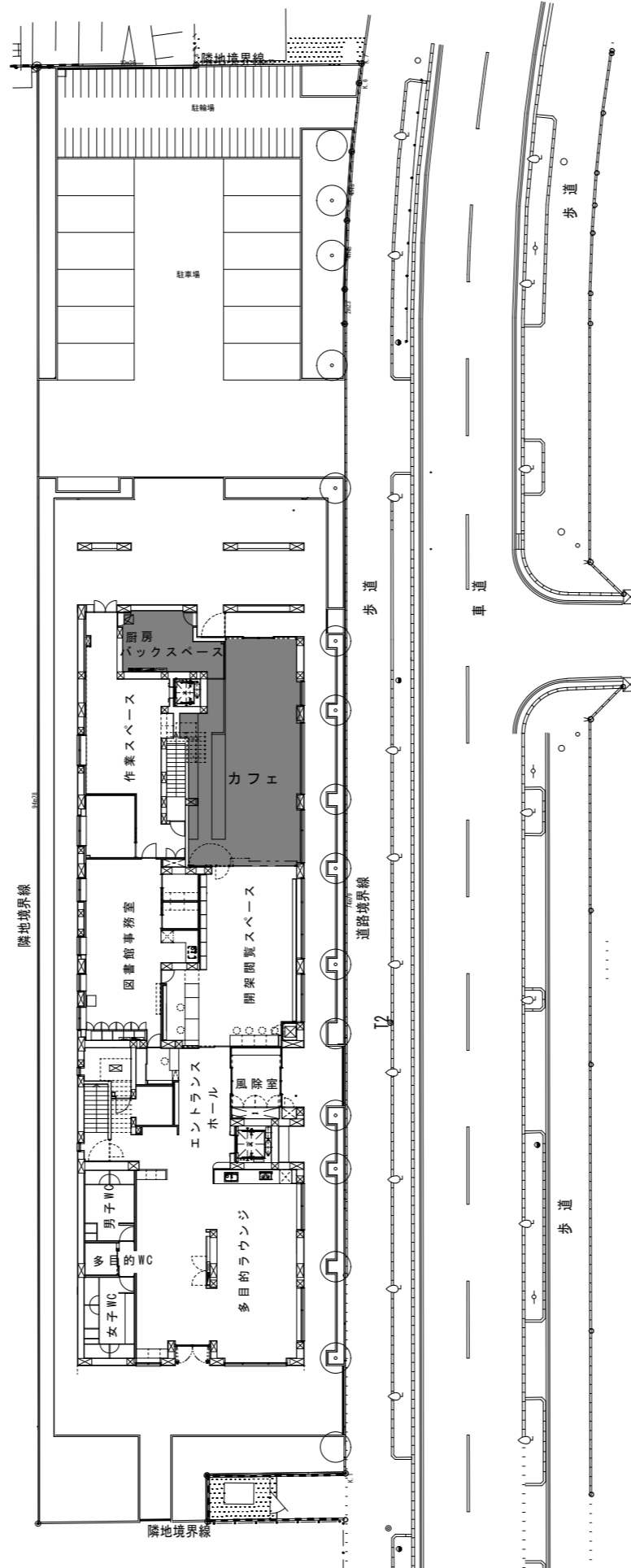
(仮称) 南流山地域図書館・児童センター建設工事
変更契約概要図



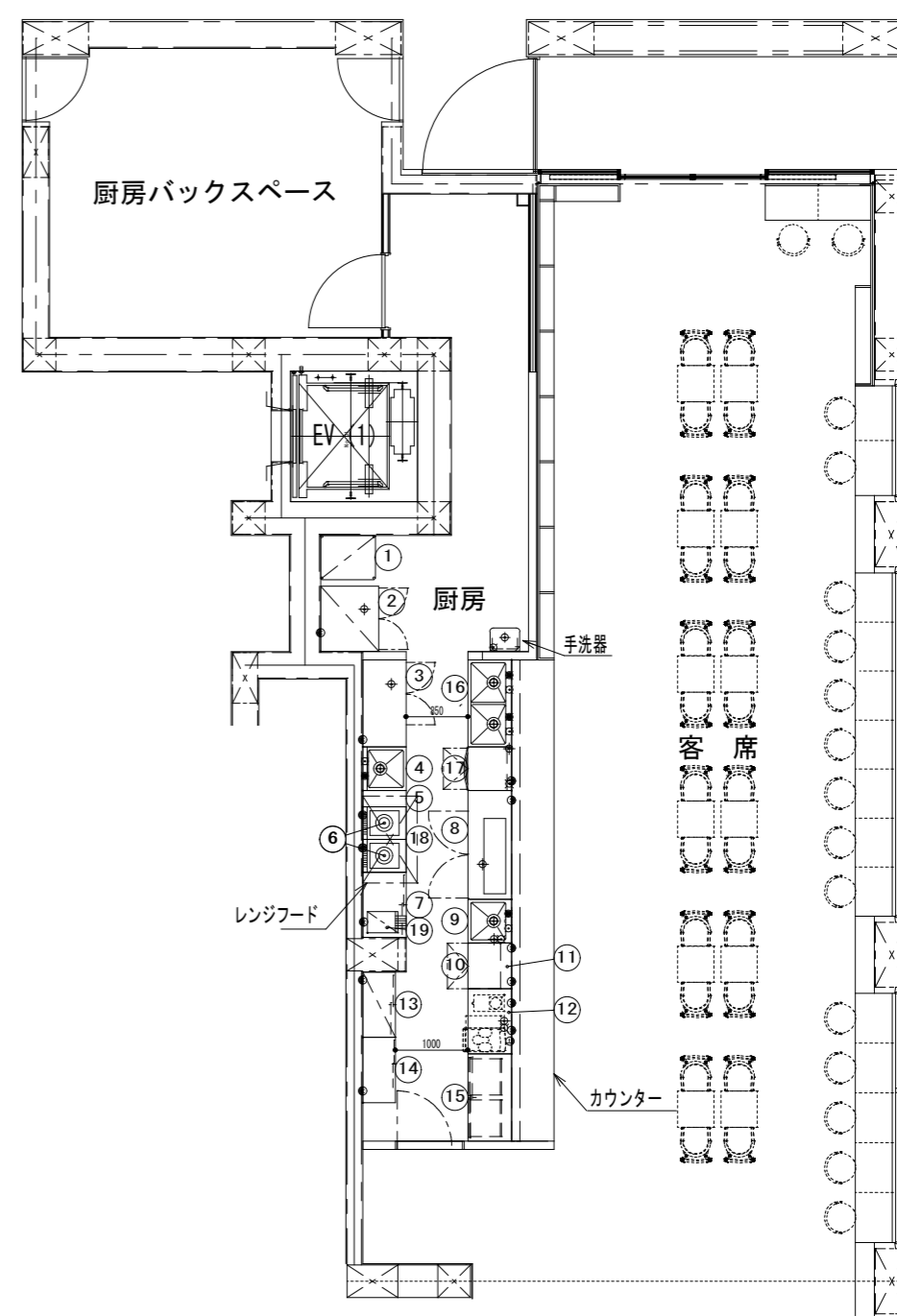
案内図



カフェ整備範囲を示す



配置図・1階平面図



No.	品名	台数	No.	品名	台数
1	エレファントシェルフ	1	11	天板	1
2	冷凍冷蔵庫	1	12	ドリンク台	1
3	コールドテーブル冷蔵庫	1	13	冷蔵標準型ショーケース	1
4	一槽シンク	1	14	冷蔵標準型ショーケース	1
5	作業台	1	15	引出付調理台	1
6	IHコンロ(卓上)	2	16	二槽シンク	1
7	調理台	1	17	アンダーカウンター食器洗浄機	1
8	サンドイッチコールドテーブル	1	18	IH架台	1
9	一槽シンク	1	19	コンベアトースター	1
10	製氷機	1			

カフェ 平面詳細図

議案第 69 号

令和2年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ
り、令和2年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員
の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 72 号

令和2年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 73 号

令和2年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 77 号

令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 78 号

令和2年度流山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度流山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 79 号

令和2年度流山市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度流山市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 80 号

令和2年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
令和2年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金について、別紙のと
おり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第
32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 未処分利益剰余金の一部を一般会計への納付金として処分す
るためである。

令和 2 年度流山市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当 年 度 未 残 高	11,583,878,701	944,295,683	1,719,398,330
議会の議決による処分額			500,000,000
一般会計への納付			500,000,000
流山市水道事業及び下水道事業 の設置等に関する条例第 8 条に よる処分額	935,814,937		1,219,398,330
処 分 後 残 高	12,519,693,638	944,295,683	(繰越利益剰余金)

議案第 81 号

令和2年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度流山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出

流山市長 井崎 義治

報告第 12 号

令和2年度健全化判断比率について

令和2年度流山市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和3年9月2日報告

流山市長 井崎 義治

令和 2 年度健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.0	30.4

報告第 13 号

令和2年度資金不足比率について

令和2年度流山市の公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和3年9月2日報告

流山市長 井崎 義治

令和2年度公営企業会計に係る資金不足比率

(単位：%)

流山市土地区画整理事業特別会計	流山市水道事業会計	流山市下水道事業会計
—	—	—

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月9日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 生涯学習部生涯学習課の職員が公務のため公用車（市が賃借している自動車）を運転中に、流山市生涯学習センターの駐車場から出庫しようとした際、精算機に車両右前方バンパー付近を接触させたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年6月14日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市中110番地
（流山市生涯学習センター駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年7月9日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 52,800円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月10日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 環境部環境政策課の職員が公用車（市が賃借している自動車）で市道を左に寄って走行していたところ、左のサイドミラーが電柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年5月26日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石4丁目1410番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年8月10日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 34,364円 |

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する水路区域内で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月27日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する水路区域内において、外れていた水路蓋カバーの上を相手方が所有し、運転する車両が通過したところ、当該車両の左前輪を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年7月1日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市野々下5丁目1070番74地先
（市道232号線と一体として利用している水路区域内） |
| 4 | 相 手 方 | 柏市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年7月27日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 2,200円 |